

リテラジャパン主催
第38回 リスコミ勉強会 (通称 企業リスコミ)

本年1月発生 of 廃棄食品の不正転売に関する
事例に学ぶ

2016年6月8日(水)14:00~16:30

コンプライアンス、リスク管理、危機管理の視点から
整理してみました。
食品安全基本法、廃棄物処理法の主旨を鑑み
私のこれまでの経験も絡めて、
問題提起をさせていただきます。
皆様方の活発な発言をお願いいたします。

ARMS 代表
リスク管理・危機管理アドバイザー

赤堀三代治

内 容

1. はじめに
2. 私が体験したトラブル事例
3. 今回事例の概要
4. 今回事例の法令上の問題点と再発防止策
5. 排出事業者(食品製造・販売業者)の
法的責任、コンプライアンス上の社会的責任
6. 行政の機能発揮の実態
7. 考えてみたい背景
わが国における食品廃棄・食品ロスについて

はじめに

今回の問題の元凶は、廃棄委託した商品を横流しした産廃業者にあるが、以下の視点で問題提起したい。

① 企業の点検機能

食の安全については、異物混入や産地偽装、加えて今回の廃棄食品の横流し問題を受け、企業に向けられる視線は厳しさを増しており、点検機能の見直しが迫られるのでは、。

② 行政の監視機能

食品安全基本法、廃棄物処理法に基づく監視機能に課題はないか、。

③ 現状の食料廃棄の見直し

食料廃棄そのものについても目を向けたい。

日本ほど大量に食糧を輸入しながら廃棄を続けている国はないときく。廃棄食品の量を減らす取り組みも必要不可欠ではないか、。

内 容

1. はじめに
2. **私が体験したトラブル事例**
3. 今回事例の概要
4. 今回事例の法令上の問題点と再発防止策
5. 排出事業者(食品製造・販売業者)の
法的責任、コンプライアンス上の社会的責任
6. 行政の機能発揮の実態
廃棄物処理の監視の仕組みが機能していない現実
7. 考えてみたい背景
わが国における食品のリスク管理とロスに関して、、、
安全・安心とコストとのバランスは？

出典:環境省HP

私が体験したトラブル事例

- 肥料袋不正廃棄
- 米袋不正廃棄
- 農業用ビニール不正廃棄
- ガソリンスタンド燃料漏洩土壤汚染
- 農薬製造廃棄物土壤汚染
- 牛乳 飼料 誤給与



2016.06.06

ARMS All Rights reserved

5

私が体験したトラブル事例 から

農薬製造廃棄物処理



2008年05月14日

クミアイ化学の農薬廃棄: わき水に汚染物質 静岡市が水質調査 / 静岡

農薬の製造・販売を手がける「クミアイ化学」(本社・東京)が40年以上前に農薬の製造過程で発生した廃棄物を静岡市清水区の巴川近くの土地に埋めていた問題で、静岡市は13日、近くの河川水やわき水の水質調査で、わき水から残留性有機汚染物質のアルドリルなど2物質が検出されたと発表。周辺に廃棄物投棄による影響が出ている可能性が高いことがわかった。

今回は2次調査で、1次調査で調べた11カ所の井戸水に加え、旧巴川の3カ所で採取した河川水と、2カ所のわき水を調べた。うち旧巴川上流の1カ所のわき水から、現在は使用が禁止されているアルドリルが1リットルあたり0.002ミリグラム、ウレタン樹脂の硬化剤として使われる4-4-メチレンビスが同0.006ミリグラム検出された。いずれも基準値は定められていない。

同社が実施した土壌や水質調査の結果も来週中には出る見込み。市の調査結果と合わせて専門家に分析を依頼し、6月中旬までに今後の対応を検討する。

私が体験したトラブル事例 から

・ 牛乳 資料 誤給与

牛乳内の残留抗生物質の防止

牛乳を残留抗生物質から守るためのガイドライン。

抗生物質の使用を最小限に抑え、疾病を防止します。

- 家畜の健康を維持し、動物の飼育に最適な管理手法を使用します。
- 病気の動物を早い段階に正確に診断し、迅速な措置を講じます。
- 酪農場や家畜のバイオセキュリティを実践します。
- 治療を受けた牛をマークし、搾乳牛から隔離します。

薬剤と薬用飼料のラベルに関する指示に従います。

- 薬剤が泌乳牛に対して承認されているかを確認します。
- 治療用量、頻度、投与経路に関する指示に従います。
- 薬用飼料用ラベルの指示に従い、他の家畜を対象とした飼料を決して使用しません。
- 搾乳の差し控えでは、推奨された期間を守ります。
- ラベル以外の薬剤で牛を治療する場合は、搾取ラインに牛を戻す前に、ラベル以外の薬剤で治療を受けた牛をすべて検査します。ラベル以外の薬剤で治療を受けた搾乳の差し控え期間は不明です。
- 乾燥処置療を受けた牛、特に早めに洗浄された牛はすべて、搾乳ラインに戻す前に検査します。牛の乾燥処置は、長期間の効果が維持されます。



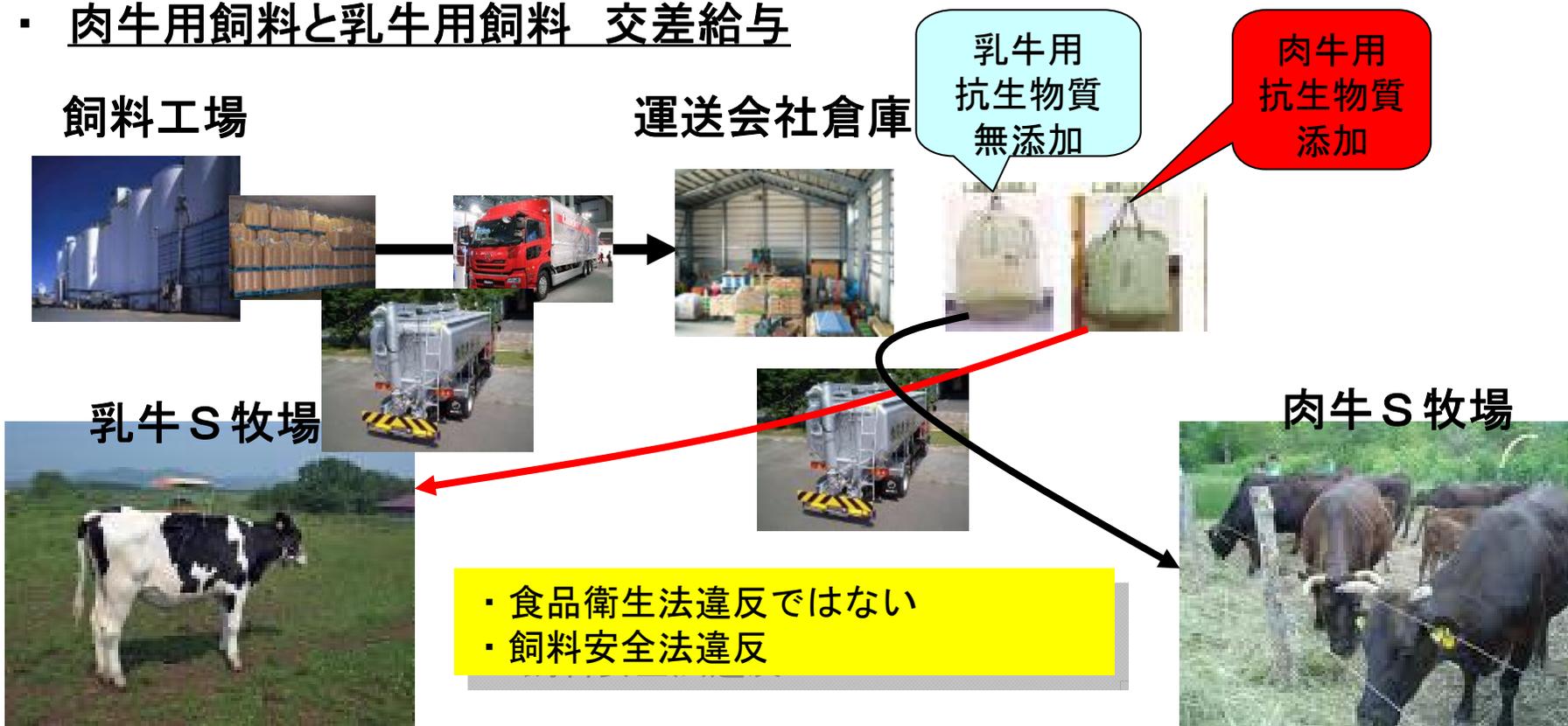
お問い合わせ先：

03-5301-6800（牛乳診断薬事業部）にお電話ください。

出典：
アイデックス ラボラトリーズ株式会社 HP

私が体験したトラブル事例 から

・ 肉牛用飼料と乳牛用飼料 交差給与



・ 食品衛生法違反ではない
・ 飼料安全法違反



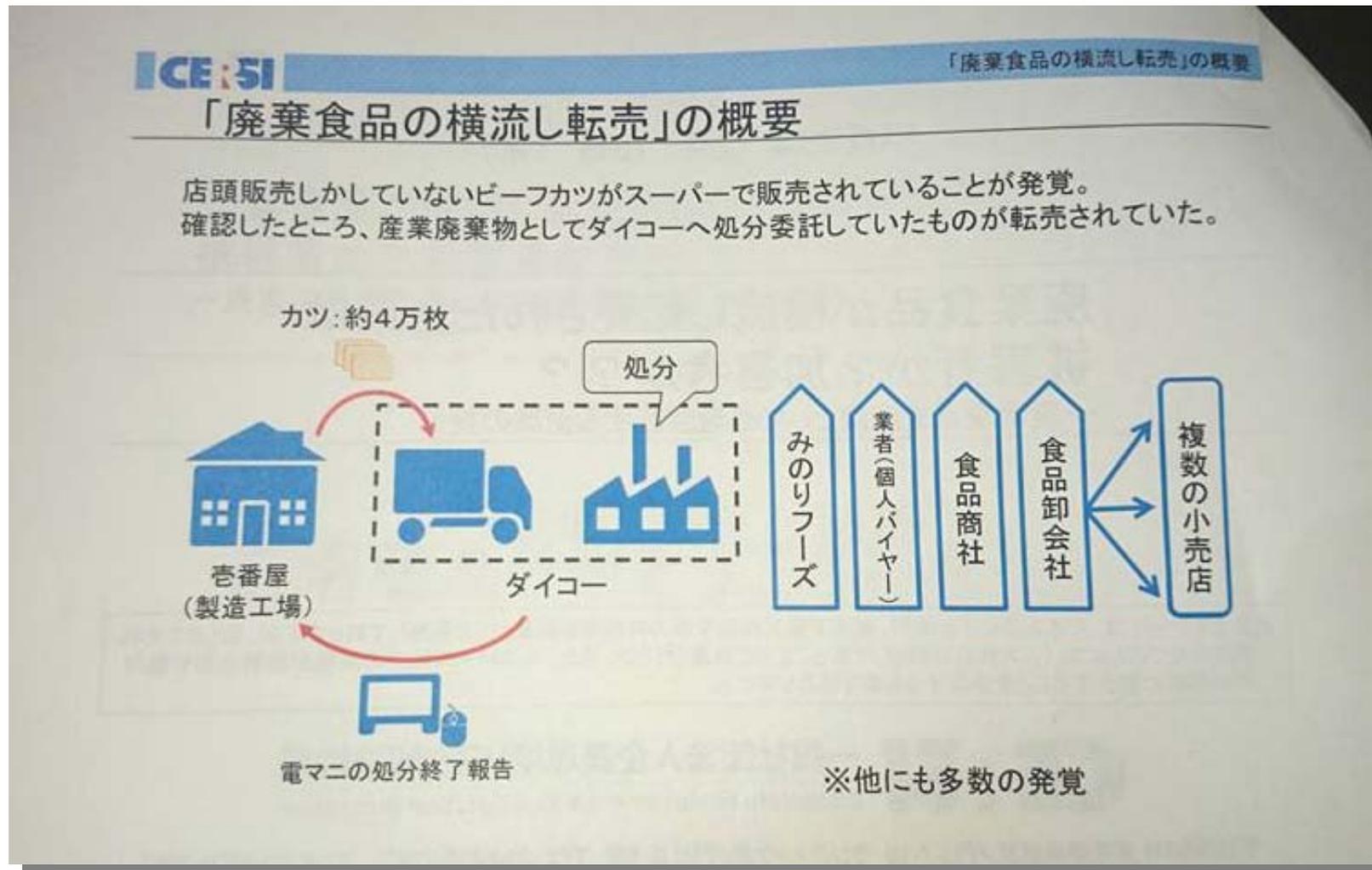
内 容

1. はじめに
2. 私が体験したトラブル事例
3. **今回事例の概要**
4. 今回事例の法令上の問題点と再発防止策
5. 排出事業者(食品製造・販売業者)の
法的責任、コンプライアンス上の社会的責任
6. 行政の機能発揮の実態
7. 考えてみたい背景
わが国における食品廃棄・食品ロスについて

事例に関する時系列整理

別紙 参照

事例の概要・経緯



出典:
一般社団法人
企業環境リスク解決機構 資料

今回事例に関する政府のとりくみ状況1

○関係府省(消費者庁、厚生労働省、農林水産省等)における取組の他、1月29日には、関係府省が連携を密にして、事態に対処することを改めて申し合わせ。

(参考)

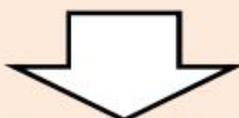
「廃棄食品の不正流通事案について」
(食品安全行政に関する関係府省連絡会議幹事会申合せ)

1. 本件事案について国民の健康保護が最優先されるべきとの基本認識の下、引き続き連携を密にし、事態に対処する。
2. 本件事案の全容解明及び被害防止のため、他の関係府省庁及び地方自治体と連携して必要な調査等を実施するとともに、消費者が安心を得られるよう、必要な情報提供を積極的に行う。
3. 本件事案に関連した、全ての業態の事業者の法令遵守等が重要であることから、法令違反に対して適切な措置が講じられるよう対処する。
4. 原因究明等の結果を踏まえた再発防止策の検討を行い、必要な対策を講じる。

出典:環境省HP

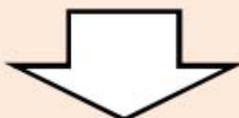
今回事例に関する政府のとりくみ状況2

○2/16（火）再発防止策の案の公表



有識者や関係事業者の
意見等を踏まえ再発防
止策の案の検討・調整

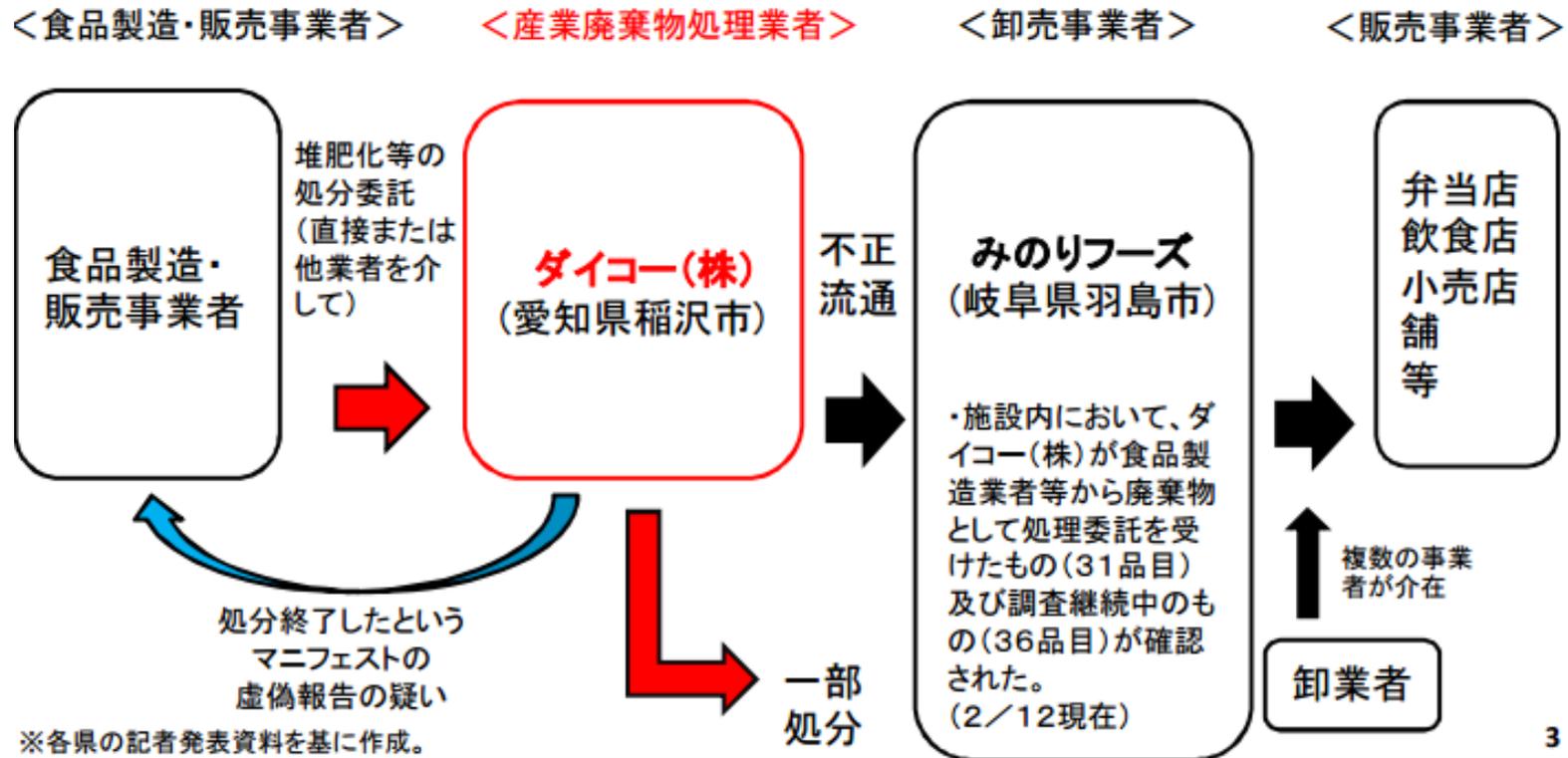
○2/24（水）中央環境審議会循環型社会部会において
御審議・御議論



○2月下旬～3月上旬 速やかに再発防止策の方向性を
とりまとめ、公表

今回事例の概要・経緯

食品製造業者等から処分委託を受けた食品廃棄物が、愛知県の産業廃棄物処理業者により、食品として売却されてしまった事案。本事案は、廃棄物処理法(マニフェストの虚偽報告等)、食品衛生法(無許可営業)違反の疑いで捜査中。

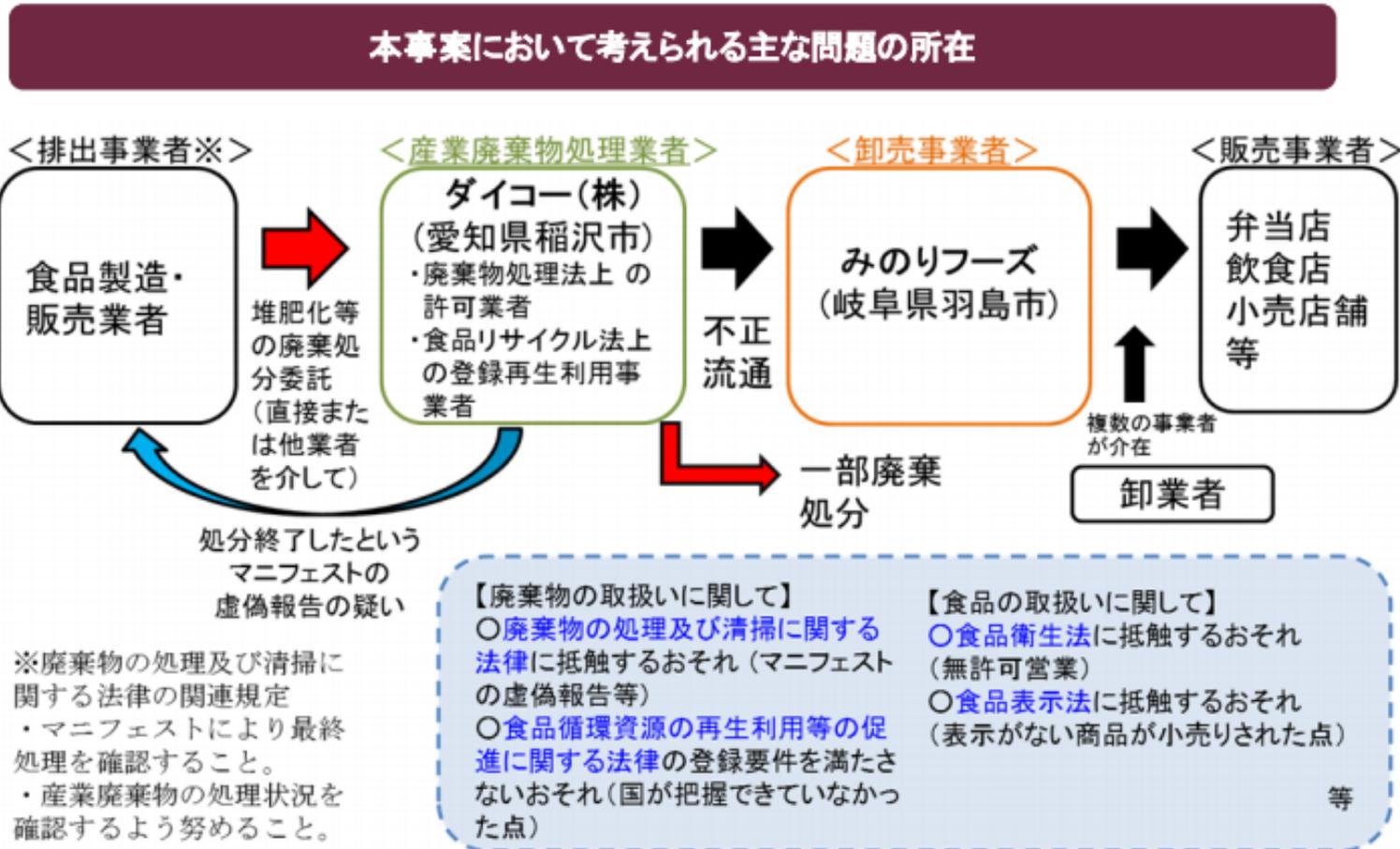


出典:環境省HP

内 容

1. はじめに
2. 私が体験したトラブル事例
3. 今回事例の概要
4. **今回事例の法令上の問題点と再発防止策**
5. 排出事業者(食品製造・販売業者)の
法的責任、コンプライアンス上の社会的責任
6. 行政の機能発揮の実態
7. 考えてみたい背景
わが国における食品のリスク管理とロスに関して、、、
安全・安心とコストとのバランスは？

今回事例の法律上の主たる問題点



(現在、全容解明に向けて警察等により捜査が行われているところ。)

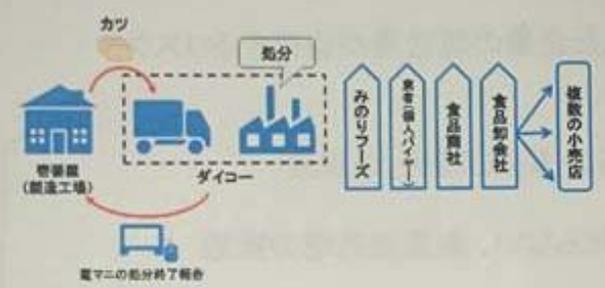
(参考)我が国においては、食品廃棄物等(年間約2800万トン(うち事業系が1916万トン)、このうち本来食べられるにもかかわらず捨てられている、いわゆる「食品ロス」が約642万トン(うち事業系が331万トン))が大量に発生している。

出典:環境省HP

今回事例と関連する法令 1

「廃棄食品の横流し転売」の概要

今回の事件から想定される法規制の対象



法令	廃棄物処理法	食品衛生法 (食品表示法)	不正競争防止法	
対象	排出側	処理業者側		
主な違反行為	(委託基準違反)	マニフェスト虚偽報告	異物混入物の販売	誤認させる虚偽の表示
罰則 年月以下の懲役 金額以下の罰金	契約書: 3年、300万 マニフェスト: 6ヶ月、50万	6ヶ月、50万	3年、300万	5年、500万 (法人: 3億円)

© Copyright: CERSI 2016 3

今回事例と関連する法令 2

廃棄物処理法に係る本事案における主な課題

	廃棄物処理法上の義務	本事案で指摘されている主な課題
産業廃棄物処理業者	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理を受託した後、その<u>処理が終了した場合には、その旨を記載したマニフェストについて、排出事業者への送付が必要。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物処理業者により、<u>マニフェストの虚偽報告が行われていた疑い。</u> ・食品廃棄物を堆肥化すると<u>の委託契約に反して、受託した廃棄物を食品として転売した疑い。</u>
排出事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・他人にその廃棄物の処理委託をするときは、<u>委託基準(※)に沿った契約の締結が必要。</u> ※廃棄物処理法において、許可業者への委託や契約書に記載すべき項目等を、委託基準として規定しており、当該基準違反は罰則。 ・委託した廃棄物の引渡し時には、<u>産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付が必要。</u>また、<u>処理終了後、送付を受けたマニフェストの確認が必要。</u> ・<u>現地確認等による処理状況の確認に係る努力義務。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・本事案では、排出事業者が食品として<u>転売できる状態で処理委託した結果、市場に流通。</u> ・本事案では、<u>マニフェストによる最終処理の確認や廃棄物処理場への年1回の立ち入り確認等を行っていた</u>排出事業者もいたが、本事案が発生。

※詳細な事実関係については、現在、関係自治体や警察において調査中。

16

環境省としての再発防止策 1

環境省としての再発防止策 ～食品廃棄物の排出から処理に至るフロー管理の強化～

○ 動植物性残さを取り扱う全国の産業廃棄物処理業者を対象とした都道府県等の立入検査の結果、本事案以外に廃棄食品の転売を行っていた事例の報告はなかったところ。このため、本事案はごく一部の悪質な事業者によるものと考えられるが、今回の事案を未然に防げなかったことを踏まえ、現時点で対応可能な再発防止策に速やかに着手。

○ また、本件については、警察等により捜査が行われているところであり、全容が明らかとなった段階で、現行の関係法令についてどのような問題があるか、その運用も含めて、改めて検証を行い、必要に応じて、今後の対応を検討。

① 【電子マニフェストの機能強化】

○ 電子マニフェストの虚偽記載防止のため、例えば委託量と処分量が一致しないなど、記載内容に不自然な点があった場合に、不正を検知できる情報処理システムの導入を検討

環境省としての再発防止策 2

② 【廃棄物処理業者に係る対策:透明性と信頼性の強化】

(監視体制の強化)

○ 都道府県に対して、産業廃棄物処理業者への**抜き打ちの立入検査**など、監視強化の取組について改めて通知。併せて、食品廃棄物の不正転売に係る**立入検査マニュアルの策定**を速やかに検討

○ 地方公共団体と連携しつつ、**食品リサイクル法の登録審査及び登録事業者に対する国の指導監督を強化**

(適正処理の強化と人材育成)

○ 不正転売の未然防止に向けた一層の取組強化を廃棄物処理事業者に求め、環境省としてその取組状況をフォローアップ

・**処理状況の積極的な公開**

排出事業者による現地確認の積極的受入れとその際に参考となるチェックリストの整備 処理量等の処理状況に関する情報のインターネットを通じた積極的な情報公開

・**優良事業者の育成・拡大**

廃棄物処理法に基づく優良産業廃棄物事業者認定(※)の取得の推進 優良な食品リサイクル業者育成・評価のための自主基準の策定や評価制度の構築 廃棄食品の処理業者に対する研修の実施や民間資格制度の創設(※)通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした産廃処理業者を認定する制度

出典:環境省HP

環境省としての再発防止策 3

③ 【排出事業者に係る対策：食品廃棄物の転売防止対策の強化】

○ 例えば、食品廃棄物をそのまま商品として販売することが困難となるよう適切な措置を講じる等、食品リサイクル法における食品関連事業者が取り組むべき措置の指針(判断基準省令)の見直しを検討(※判断基準を勘案して指導・助言を実施)

○ 食品関連事業者に対して、食品ロスの削減を要請するとともに、やむを得ず食品を廃棄する場合には、そのまま商品として転売することが困難となるよう適切な措置を講じることを要請(併せて、廃棄食品の処理について適正な料金で委託することも改めて要請)。

○ 食品廃棄物の不正転売防止のための措置に関するガイドラインの策定
(農林水産省と連名)

内 容

1. はじめに
2. 私が体験したトラブル事例
3. 今回事例の概要
4. 今回事例の法令上の問題点と再発防止策
5. **排出事業者(食品製造・販売業者)の
法的責任、コンプライアンス上の社会的責任**
6. 行政の機能発揮の実態
7. 考えてみたい背景
わが国における食品廃棄・食品ロスについて

Section 3

廃棄物の処理に係る排出事業者責任とは

事業活動に伴う廃棄物の処理は**排出事業者の責任**とされています。

[排出事業者の処理責任]

- ① 廃棄物は、廃棄物処理法に基づき排出事業者自らの責任において適正に処理すること。
(産業廃棄物だけでなく、事業系一般廃棄物についても同様です。)
- ② 廃棄物の発生抑制および減量化、再生利用の推進に努めること。
- ③ 物の製造、加工、販売等に際し、その製品、容器等が廃棄物となったときに適正な処理が困難とならないような製品、容器等の開発を行うこと。
- ④ 廃棄物の適正な処理の方法等について情報を提供すること。
- ⑤ 廃棄物の減量化や適正処理について、国や地方公共団体の施策に協力すること。

出典:環境省HP

廃棄物処理法

(事業者の処理)

第12条7項

事業者は、前二項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

<努力義務>

廃棄物処理法

第十九条の六 前条第一項に規定する場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、都道府県知事は、その事業活動に伴い当該産業廃棄物を生じた事業者（当該産業廃棄物が中間処理産業廃棄物である場合にあつては当該産業廃棄物に係る産業廃棄物の発生から当該処分に至るまでの一連の処理の行程における事業者及び中間処理業者とし、当該収集、運搬又は処分が第十五条の四の三第一項の認定を受けた者の委託に係る収集、運搬又は処分である場合にあつては当該産業廃棄物に係る事業者及び当該認定を受けた者とし、処分者等を除く。以下「**排出事業者等**」という。）に対し、期限を定めて、**支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる**。この場合において、当該支障の除去等の措置は、当該産業廃棄物の性状、数量、収集、運搬又は処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。一 処分者等の資力その他の事情からみて、処分者等のみによつては、支障の除去等の措置を講ずることが困難であり、又は講じても十分でないとき。

二 排出事業者等が当該産業廃棄物の処理に関し適正な対価を負担していないとき、当該収集、運搬又は処分が行われることを知り、又は知ることができたときその他第十二条第七項、第十二条の二第七項及び第十五条の四の三第三項において準用する第九条の九第九項の規定の趣旨に照らし排出事業者等に支障の除去等の措置を採らせることが適当であるとき。

<善管注意義務>

組織におけるコンプライアンス経営の今日的意味

解釈の変遷

第1ステージ

法令を遵守すること

第2ステージ

あらゆる規範を遵守すること

<不祥事対応>

- ① 法令規範の遵守
- ② 組織規範の厳守
- ③ 社会規範の遵守

第3ステージ

「リスクを軽減するための
リスク管理・危機管理をこころがけること」

<リスク管理対応>

第4ステージ

「お客様・取引先の期待に応える態勢を整え、
実行し、理念を実現すること」

<CSR・SR対応>

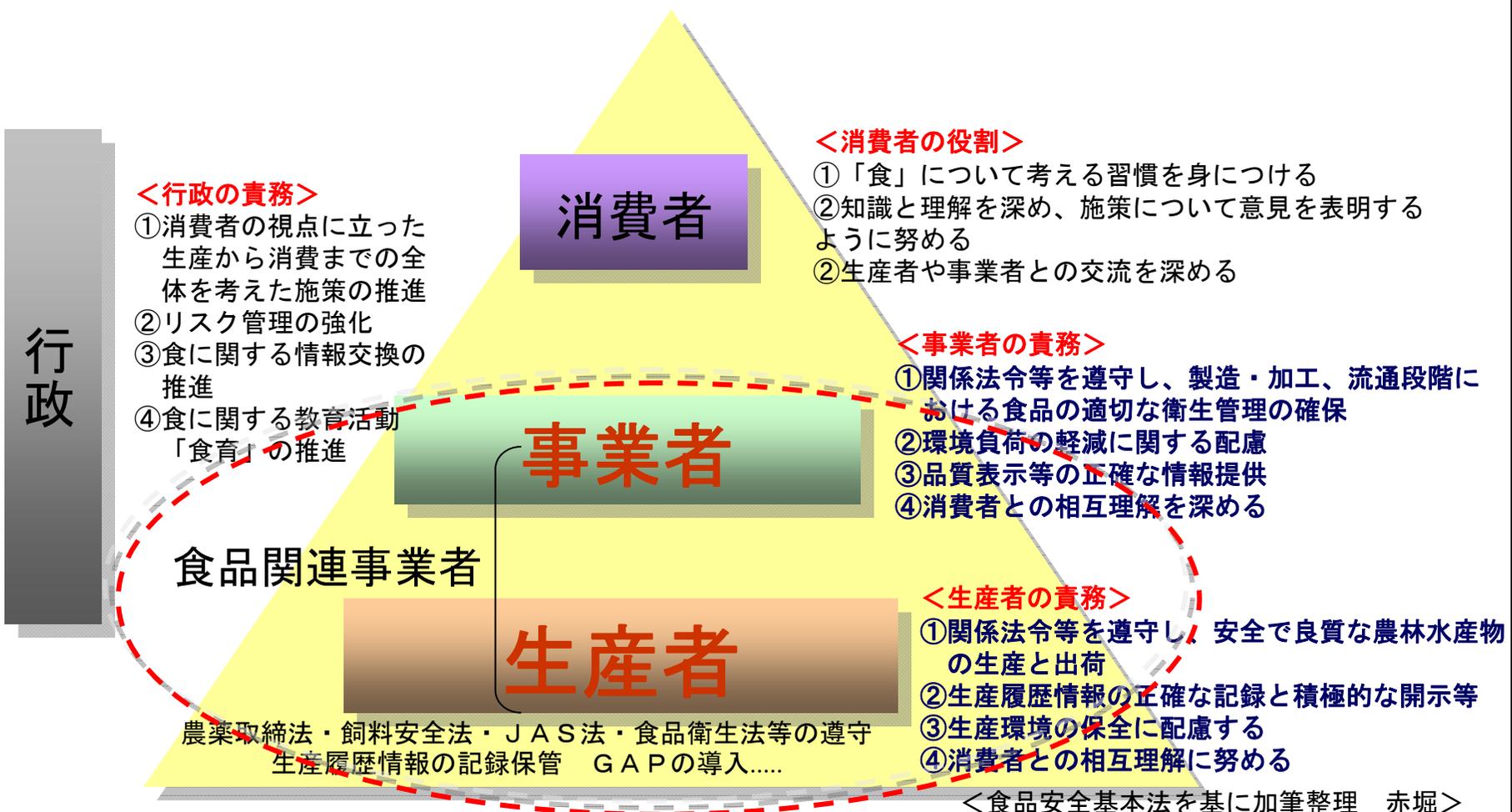
第5ステージ

「CSR (Corporate Social Responsibility)
<企業・団体等の社会的責任>をきちっとはたすこと」

食品安全基本法に基づく事業者・生産者としての責務

平成15年施行

第6条～第9条 国、地方自治体及び食品関連事業者の責務と消費者の役割



食の安全・安心に関わるリスク管理・危機管理態勢イメージ

マニュアルを策定し、
想定訓練を実施したい。



事例:残留農薬検出

時間軸 →

事前

発生時

事後

平時対応

有事対応

予防措置Ⅰ

発生を未然に防止

農薬適正管理使用・生産履歴適正記帳指導
表示自主点検・残留農薬自主検査
生産者・役職員への研修
消費者への情報発信 等

予防措置Ⅱ

発生時に備え被害を最小限に抑制
トラブル対応準備 JA内関連部署連携

トラブル初期対応

消費者・取引先
生産者・JAグループ
行政・マスコミ

被害拡大防止
派生事故発生防止

原因究明
是正措置
再発防止
対応

リスク管理

危機管理

COCO壱番屋のリスク管理・危機管理



＜私の評価＞
危機管理：◎
リスク管理：△
改善の余地あり

- 2016.01.19 **適時開示** ダイコー株式会社による当社廃棄食品の不正転売問題を受けての再発防止策について
- 2016.01.15 **適時開示** 産業廃棄物処理業者による、当社製品不正転売に関する続報
- 2016.01.13 **適時開示** 産業廃棄物処理業者による、当社製品(ビーフカツ)不正転売のお知らせ

トラブル発生時の迅速な対応に、世論・市場は反応 評価
株価にも反映。ハウス食品との合併にもはずみ

COCO壺番屋発表再発防止策の内容

2016.1.19
プレスリリース

<廃棄物の処理方法及び取引先の選定について>

■ 製品そのままの形での廃棄は行わず、包材から取り出して、生産副産物として発生する堆肥の原料に混ぜたりするなどの対応を行う。

■ やむを得ず製品の形のまま廃棄する場合は、当社工場排出の段階から産業廃棄物処理業者での処理まで当社社員が必ず立ち会い、確実に全量が処理されたことを目視確認する。

■ 本件発覚後、ダイコー株式会社との取引は即刻停止。

新たな産業廃棄物処理の取引先選定について、十分慎重に行うとともに、取引後の処理状況等の点検についても、より実効性のある手法を研究検討していく。

*

なお、食品製造において、これまで安全担保の取れない場合は製品として出荷しないということを実行してきた。

今後についても原則に何ら変更はないが、それを大前提としつつ、食品廃棄をより減少させるべく鋭意取り組んでいく。

出典:COCO壺番屋HP

排出事業者表明の対応内容

ICE:5I		
排出側の対応の発表		
企業	これまで	これから
杏香屋	<ul style="list-style-type: none"> ・マニフェストによる最終処理確認 ・処理場への年1回の立ち入り確認 	<p>A 製品そのままの形での廃棄は行わず、包材から取り出して、生産副産物として発生する堆肥の原料に混ぜる</p> <p>B やむを得ず製品の形のまま廃棄する場合、排出段階から産業廃棄物処理業者での処理まで当社社員が必ず立ち会い、確実に全量が処理されたことを目視確認</p>
マルコメ	<ul style="list-style-type: none"> ・外部業者の現地調査・評価から選定 ・社員の事前調査を行ったうえで ・マニフェストをもって最終処理の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物処理業者の選定基準を作成、明確化 ・委託業務内容を明文化し、作業工程を明確化 ・定期的及び適宜、作業工程チェックリストに基づいた調査 <p>A 製品はそのままの形で廃棄せず、破壊あるいは解袋を行い味噌の製造工程で発生する残さ等と混合してから廃棄</p> <p>B やむを得ず製品のまま廃棄する場合、産業廃棄物処理業者の最終処分まで立ち会い、確実に処理されたことを確認</p>
ニチレイ	<ul style="list-style-type: none"> ・マニフェストにて最終処理状況を確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・関連する公益財団法人の情報等を踏まえて、点検 <p>A 包装後の製品を廃棄する場合は、包材から取り出して、他の製品や製造工程等で発生する副産物と一緒に排出</p> <p>B やむを得ず包装後の製品を開封せずそのまま廃棄する場合は、事業所より排出する段階から社員が立会う</p>

出典:

一般社団法人

企業環境リスク解決機構 資料 31

排出事業者が処理委託を前提とした場合の対応手法

何をどこまでするか？の見極め、、、

ICE:51

処理委託を前提にした場合の見届け方

※最高の見届けは、すべての「最終処分まで」の委託処理に立会うこと
「最終処分まで」ではなく「利用された段階」まで

区分	手法	説明	チェック
法令	許可業者	産廃処理業許可を有する業者に委託	
	契約	処理委託契約書を締結	
	マニフェスト	委託することにマニフェストを交付(紙/電子)	
適正に処理委託	経営状態の把握	財務諸表から経営状態を確認	
	施設確認	委託開始時/定期的に処理施設を訪問し確認	
法令以上の見届け	抜き打ち訪問	事前に通告せずに施設確認	
	処理に立ち合い	処理の現場に立会い(破砕機投入など)	
	運搬車両に同乗	運搬車両に同乗し処理施設までの到着を確認	
	車両にGPS搭載	運搬車両の位置を遠隔で確認	
	写真報告を受ける	搬出時/搬入時/施設投入など写真で後日報告	
自社で処理 一部を 自社処理する	分別・選別する	後の処理方法が確実になるよう種類ごとに分別	
	自ら運搬する	処理施設の到着まで自ら運搬する	
	売却できない状態に	開封する、他の廃棄物に混ぜるなどしてから委託	

出典:

一般社団法人

企業環境リスク解決機構 資料 32

内 容

- 1.はじめに
2. 私が体験したトラブル事例
3. 今回事例の概要
4. 今回事例の法令上の問題点と再発防止策
5. 排出事業者(食品製造・販売業者)の法的責任、コンプライアンス上の社会的責任
6. **行政の機能発揮の実態**
7. 考えてみたい背景
わが国における食品廃棄・食品ロスについて

行政の機能発揮の実態

- 廃棄物処理の監視の仕組みがきちっと機能していないのでは、。
- 食品の安全性に関する監視機能にも課題があるのでは、。

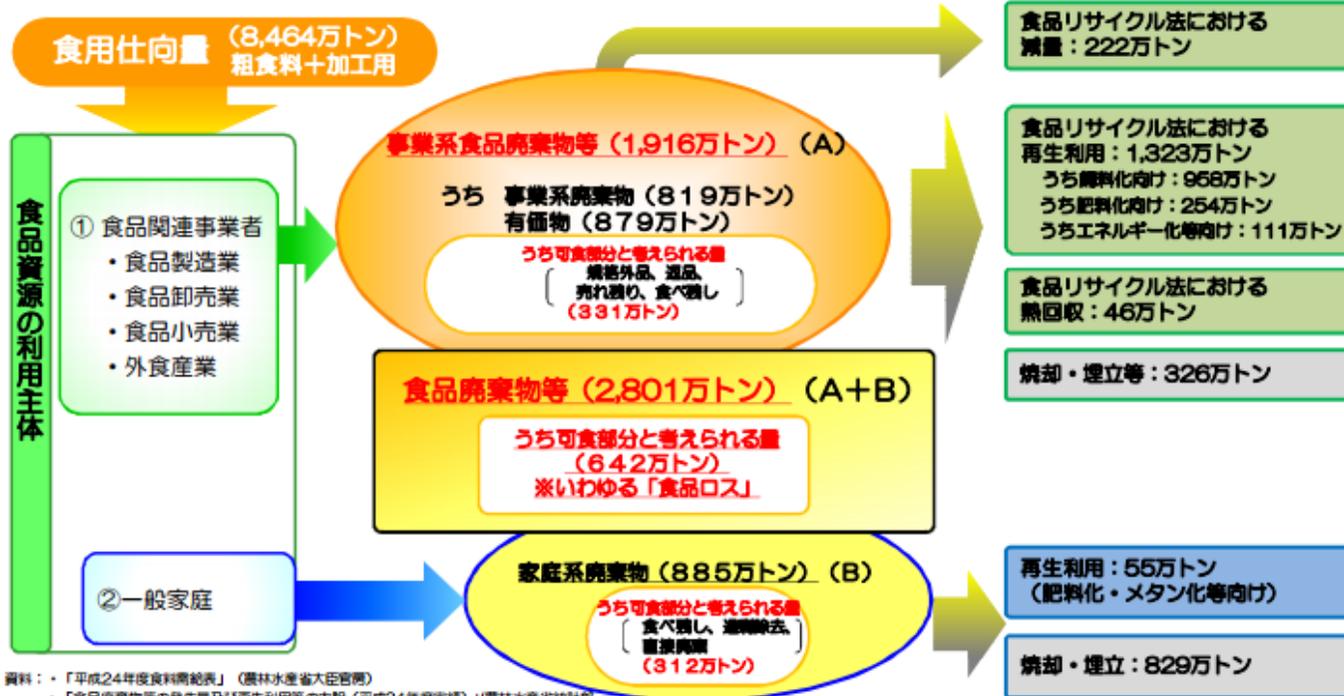
内 容

1. はじめに
2. 私が体験したトラブル事例
3. 今回事例の概要
4. 今回事例の法令上の問題点と再発防止策
5. 排出事業者(食品製造・販売業者)の
法的責任、コンプライアンス上の社会的責任
6. 行政の機能発揮の実態
7. **考えてみたい背景**
わが国における食品廃棄・食品ロスについて

食品廃棄物・食品ロスに関して

食品廃棄物等の利用状況等(平成24年度推計) <概念図>

食品リサイクル法では、有価物を含めた食品残さを「食品廃棄物等」と定義し、発生抑制・減量・再生利用・熱回収の取組を総合的に推進



資料: ・「平成24年度食料簡報表」(農林水産省大臣官庁)

- ・「食品廃棄物等の発生量及び再生利用等の内訳(平成24年度実績)」(農林水産省統計部)
- ・「平成26年度食品産業リサイクル状況等調査委託事業報告書」(農林水産省委託事業)
- ・事業系廃棄物及び家庭系廃棄物の量は、「一般廃棄物の排出及び処理状況、産業廃棄物の排出及び処理状況」(環境省)等を基に環境省廃棄物・リサイクル対策部において推計
- ・「平成26年度食品廃棄物資源に関する実施状況調査等業務報告書」(環境省議員負担)

注: ・事業系廃棄物の「食品リサイクル法における再生利用」のうち「エネルギー化等」とは、食品リサイクル法で定めるメタン、エタノール、炭化の過程を経て製造される燃料及び還元剤、油脂及び油脂製品の製造である
・ラウンドの関係により合計と内訳の計が一致しないことがある。

5

出典:環境省HP



ナショナルジオグラフィック
2016年3月号。、
食べられるのに廃棄処分される食品の問題が取り上げられている。日本だけではなく世界中の国で共通して解決すべき問題、、、